

## 太陽光発電により売電をしている場合 税の申告が必要になることがあります。

- ◆売電による所得がある場合は、所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告が必要になります。
- ◆売電による所得は、雑所得となります。(個人事業の開業届を出している方等は事業所得)
- ◆給与や公的年金以外の所得額が売電による所得を含めて年間20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、市県民税の申告が必要です。なお、申告をいただいても他の所得や所得控除の内容により課税にならない場合があります。

### 所得の計算方法

$$\text{売電所得} = \text{売電収入①} - \text{必要経費②}$$

- ① **売電収入**・・・太陽光で発電した電力を電力会社に売却して得た額が収入  
※1月～12月に電力会社から支払われた(振り込まれた)金額の合計です。
- ② **必要経費**・・・設備の設置にかかった費用(減価償却費)等  
※太陽光設備の耐用年数は「機械設備」に分類されるため17年(償却率0.059)となります。

### 税の申告が必要かどうか

- 売電所得が **黒字の場合** → **税の申告が必要です。**  
赤字の場合 → 税の申告は不要です。  
※ただし、他に雑所得がある場合、申告をした方が有利な場合があります。

計算例 設置した日：平成27年5月

売電収入：23万円      設置費用：250万円      補助金：30万円

年間売電量：4,000kwh      年間総発電量：5,000kwh

※減価償却費以外の経費はなし

- ① **売電収入** = 230,000円
- ② **必要経費**(減価償却費)  
= (2,500,000 - 300,000) × 0.059 × 8/12 × (4,000/5,000) = 69,226円

〈減価償却費の計算方法〉

(設置費 - 補助金) × 償却率 × 本年中の償却月数/12 × (年間売電量 ÷ 年間総発電量)

売電所得 = ①230,000円 - ②69,226円 = **160,774円** → 税の申告が必要です。

## 参 考

### 収入金額などの確認方法

- ① 売電収入：「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認
- ② 設置費用：設置から発電までにかかった総費用
- ③ 補助金：交付決定通知などで確認
- ④ 年間売電量：「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認
- ⑤ 年間総発電量：各家庭の太陽光発電のメーターで確認

### 電力会社からの明細イメージ図

太陽光等受給電力量のお知らせ		お客様番号	
[黒塗り] 様		ご契約種別 太陽光契約等	
平成〇〇年 〇月分	検針月日 〇月〇日 計量期間 〇月〇日～〇月〇日 計量日数 〇〇日間	検針月日が1月1日から12月31日までの分がその年の収入となります。	
受給電力量	〇〇〇 kWh	お支払い予定金額	〇〇,〇〇〇円
		(お支払い予定日	〇月〇日)

※総発電量は明細では確認できないので、各家庭の太陽光発電のメーターなどで確認をします。

検針月日が1月1日から12月31日までの「お支払予定金額」を合計した額がその年の収入額(①売電収入)となります。  
「受給電力量」を合計した量が④年間売電量となります。

### 経費について

減価償却費以外にも下記のような費用があれば、必要経費として参入することができます。

- ① 租税公課（太陽光発電設備や設置場所の固定資産税）
- ② 利子割引料（設置にともなう借入金の利子）
- ③ 修繕費（修理費やメンテナンス費用） など

### 問合せ先

伊那市役所税務課市民税係

TEL：0265-78-4111（内線 2235～2239）